

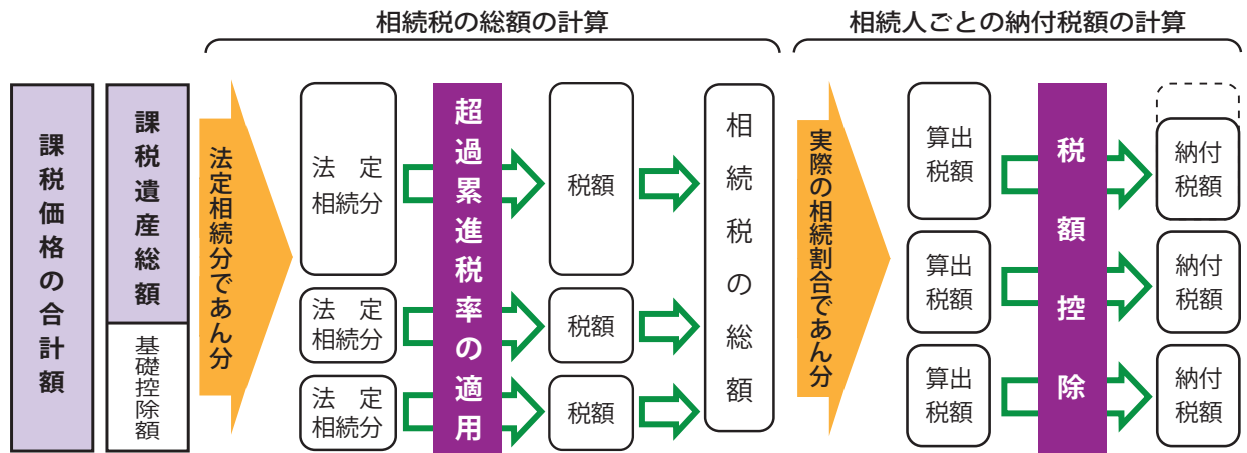
相続税のあらまし

(「平成30年版 青色申告会員必携」より抜粋)

相続人 (配偶者や子どもなど) は、**被相続人** (亡くなった人) から相続、遺贈や**相続時精算課税**などにより財産を取得したときに、その相続財産の価額の合計額が**基礎控除額**を超える場合は、相続税を申告する必要があります。

(注) **遺贈**とは、被相続人の遺言による財産の無償譲渡をいいます。贈与をした人の死亡によって効力が生じる贈与(死因贈与)も遺贈として取り扱われます。

相続税額の計算のながれ



(注) 上記の図表はイメージです。相続人として配偶者と子ども2人を前提としています。

各人の算出税額の計算

相続税の総額

課税遺産総額の計算

$$\text{課税価格の合計額} - \text{基礎控除額} = \text{課税遺産総額}$$

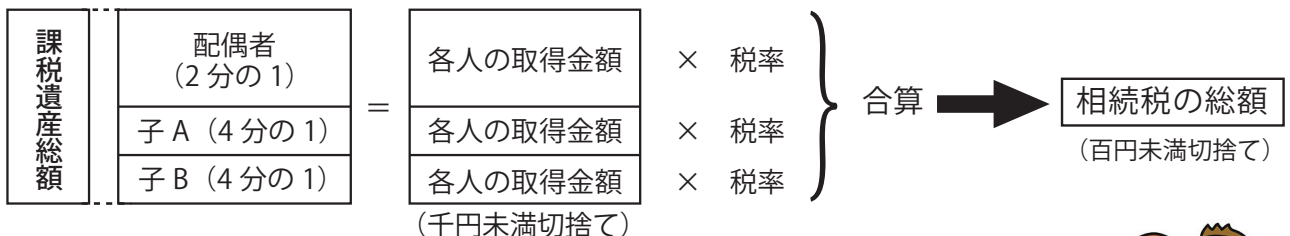
※基礎控除額は次の計算式で求めます。

$$3,000 \text{ 万円} + (600 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数}) = \text{基礎控除額}$$

- ※1 **課税価格の合計額**は、財産を取得した人全員の課税価格を合計した額です。生命保険金や死亡退職金等のみなし相続財産、相続時精算課税適用財産および相続開始前3年以内に被相続人から取得した暦年課税適用財産などが含まれます(被相続人の債務および葬式費用は除かれます)。
- ※2 **非課税財産**は相続税がかかりません。主なものは次のとおりです。
 - 墓地、墓石、仏壇、仏具、祭具など日常礼拝しているもの
 - 相続人が受け取った死亡保険金など 500万円 × 法定相続人の数
 - 相続人が受け取った死亡退職金など 500万円 × 法定相続人の数
- ※3 **法定相続人の数**とは、相続の放棄をした人がいても、その放棄がないものとした場合の相続人の数となります。被相続人に養子がいる場合、法定相続人の数に含める養子の数は、被相続人に実子がいれば1人(実子がいなければ2人)までです。

相続税の総額の計算

課税遺産総額を**法定相続分**にしたがって分けたものと仮定し、各人の取得金額を計算します。次にその取得金額に応じた税率をもとに税額を計算し、これを合計した金額が相続税の総額となります。



相続人		法定相続分
子がいる場合	配偶者	2分の1
	子	2分の1*
子がない場合	配偶者	3分の2
	父母	3分の1*
子ども父母もない場合	配偶者	4分の3
	兄弟姉妹	4分の1*

「※」はそれをさらに人数分に分けます。



詳しくは

税理士個別相談会をご利用ください。

ご予約はこちら ☎ 381-3101